

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前2項」を「第2項又は第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用は、原則として情報システムを使用する方法により行うものとする。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による特定個人情報の提供は、原則として情報システムを使用する方法により行うものとする。

附則第5項中「第3条第4項」の次に「及び第5項」を加える。

別表第1の1の項の次に次のように加える。

1の2 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの
1の3 市長	児童福祉法若しくは子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による費用又は東大和市立保育園設置条例（昭和42年条例第17号）による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
1の4 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の8の項を次のように改める。

8 削除	
------	--

別表第1の17の項の次に次のように加える。

17の2 教育委員会	東大和市立学童保育所条例（平成10年条例第28号）による学童保育所の入所の承認等並びに育成料及び延長育成料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------------	--

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「実施に関する情報」の次に「（以下「介護保険関係情報」という。）」を加え、同項の次に次のように加える。

1の2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であ	障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報、介護保険関係情報又は子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは
--------	----------------------------------	---

	って規則で定めるもの	子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報（以下「子ども・子育て支援給付関係情報」という。）であって、規則で定めるもの
1の3 市長	児童福祉法若しくは子ども・子育て支援法による費用又は東大和市立保育園設置条例による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報又は子ども・子育て支援給付関係情報であって、規則で定めるもの
1の4 市長	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報又は地方税関係情報であって、規則で定めるもの

別表第2の8の項を次のように改める。

8 削除		
------	--	--

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会	東大和市立学童保育所条例による学童保育所の入所の承認等並びに育成料及び延長育成料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	障害者関係情報、生活保護等関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当その他の法律若しくは条例等による手当等の支給に関する情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって、規則で定めるもの
---------	---	----	--

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の8の項の改正規定、同表の17の項の次に次のように加える改正規定、別表第2の8の項の改正規定及び別表

第3に次のように加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。